

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた意見(第2回官民検討会資料)

令和4年11月28日
朝日アグリア株式会社

【前提条件】

- ①肥料メーカーとしては、実需者である現場や生産者の意向に沿って事業を展開していることから、国、地方行政が一体となって、肥料利用拡大に向けた啓もう活動等により、農産物や土壌に対する安全性の確保、生産現場や生産者の不安感の払しょく、農産物に対する消費者の理解を得て、下水汚泥の需要創出することが取り組む必要がある。
- ②下水汚泥を含めた汚泥肥料全体を対象とすること、堆肥を含めた国内バイオマス資源全体の活用促進を図ることを目的として、規格など肥糧管理制度全体の制度設計の検討、運用の簡素化が必要である。
- ③肥料メーカーとして活用できるかは、コスト面、販売面、保管・製造・環境対策等の製造面、など当社事業上の課題への精査が必要となる。

【要望事項】

No.	項目		要望
1	下水汚泥	名称の変更 (規格・原料使用時)	汚泥肥料のもつ悪いイメージを払しょくし、肥料メーカーが原料として安心して活用できるようにするために、肥料の名称の変更、汚泥肥料原料使用時の混合汚泥肥料規格ではなく他規格への変更可とする肥料法の規制緩和が必要である。
2	下水汚泥	製造工程管理	①汚泥肥料を原料使用とする場合、製造ライン上での他製品へのコンタミ防止、流動性確保等の設備投資が必要となる場合のコスト負担に対する助成措置が必要である。 ②安全性の確保を前提として、後製品へのコンタミ防止措置を通常運転時と同様とすることを可能とする柔軟な制度運用が求められる。
3	下水汚泥	発生元における品質管理	①発生元による水分、肥料成分、重金属検査体制の整備と助成措置 ②安定的に重金属含量低減、成分安定、水分低減を果たすための発生元側への設備投資、運用等の助成措置 ③生産管理、実需側への連絡体制、発生元情報の公開、物財費・運賃等の助成措置 ④バイオマスリサイクル率向上に応じたインセンティブ・税制上の優遇措置創出とメーカー等実需者への還元
4	下水汚泥	原料使用の規制緩和	下水汚泥の使用拡大を行うためには、化成肥料など太宗銘柄での原料使用が不可欠となるが、現行の混合汚泥複合肥料の使用原料は、し尿処理施設と動物の排せつ物のみと制限されているため、使用原料の制約の緩和が必要である。
5	焼成汚泥	安全性確保	バイオマス発電等で発生する焼成汚泥灰の場合、重金属が濃縮されるので、安全面で不安があることから、定期的な重金属測定などで安全性を担保する仕組みを構築してほしい。
6	回収リン酸	発生元への助成措置	生産コスト面で、脱水のみで乾燥が不十分なケースが多く、乾燥コストの増篤の問題がある。利用促進の観点から、発生元での乾燥設備導入経費助成、および肥料メーカー側における導入経費やランニングコストの助成が必要。
7	工業汚泥	共同処理施設利用時の肥料規格の運用	当社は、震災前、石巻市水産加工団地にある、石巻水産加工排水処理公社から排出される有機原料から「バイオFミール」という副産肥料を製造販売していた。しかし、震災後、同団地に食品以外の製造業者が参入したことから、工業汚泥としての登録を余儀なくされ、販売面で苦慮している。肥料としての利用拡大を図る観点から、コンビナートなどの共同処理施設から排出される安全性が確保された汚泥肥料については、副産肥料などの登録を検討してほしい。
8	工業汚泥	処理業者に対する助成措置	上記、水産加工団地の工業汚泥について、複合肥料の原料として利用を進めたい。当社の場合、各種原料と混合する粒状複合肥料の原料利用を想定しているが、肥料製造ラインでトラブルのないよう、処理業者における乾燥処理装置導入に対する助成措置を検討してほしい。